

その他の中小企業者等支援について

マル経融資・経営相談窓口

日本政策公庫が無担保・無保証人で融資を行うマル経融資の活用、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受ける中小・小規模事業者の経営に関する相談をしたい場合。

■問い合わせ 八幡浜商工会議所 ☎ 22-3411
保内町商工会 ☎ 36-0519

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部が助成されます。

■問い合わせ 八幡浜公共職業安定所
(ハローワーク八幡浜) ☎ 22-4033

その他の資金繰り支援に関すること

新型コロナウイルス感染症特別貸付（実質無利子・無担保）に関すること

■問い合わせ 日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 ☎ 089-941-6148
中小企業事業 ☎ 089-943-1231
八幡浜商工会議所 ☎ 22-3411
保内町商工会 ☎ 36-0519

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証（利子補給、保証料補助）に関すること

■問い合わせ 市内金融機関または県保証協会八幡浜支所 ☎ 22-2003

持続化給付金に関すること

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業先般に広く使える給付金を活用したい場合。

■中小企業 金融・給付金相談窓口・・・0570-783183

※詳しい情報は下記の経済産業省のHPをご覧ください。

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

その他、各種支援制度については、下記リンクをご覧ください。

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

■問い合わせ 商工観光課 ☎ 22-3101